

審議会等の名称	平成28年度第4回阿見町立学校再編検討委員会
開催日時	平成29年1月25日(水) 午後7時00分から午後8時53分
開催場所	本郷ふれあいセンター 2階 会議室1
議題	阿見町立学校再編計画に係る具体的な方策に関する事
公開・非公開の別	公開
出席者	<p>(委員)</p> <p>長谷川哲也 委員長, 新橋嗣男 副委員長, 鈴木晟 委員, 小見川正巳 委員, 須藤活久 委員, 足立百合 委員, 下村里美 委員, 小林美由紀 委員, 清水千恵 委員, 大塚栄子 委員, 谷本澄恵 委員, 後藤直美 委員, 高坂拓也 委員, 藤田陽一 委員, 野澤亜希子 委員, 滝本由香里 委員, 須藤隆之 委員, 根本正 委員, 田島峰子 委員, 石引大介 委員, 栗原宜行 委員の 21人</p> <p>(町教育委員会)</p> <p>教育長 菅谷道生, 教育次長 大野利明, 学校教育課長 朝日良一, 小倉課長補佐, 渡邊係長, 坂本係長, 植松主任, 鈴木主事, 飯田主事</p> <p>(町)</p> <p>町長公室 公室長 篠崎慎一, 政策秘書課長 佐藤哲朗, 総務部 財政課長 大塚芳夫, 町民生活部 町民活動推進課長 高須徹, 産業建設部 都市計画課長 林田克己, 道路公園課長 大塚康夫, 堀越課長補佐</p> <p>(委員会が必要と認める者)</p> <p>二区北区長 南雲明夫</p> <p>(傍聴者)</p> <p>6人</p>
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 教育長あいさつ 3. 委員長あいさつ 4. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 通学区域の検討について (2) その他 5. 閉会
発言者	会議内容 (要旨)
	<p>(委員会が必要と認める者の出席確認)</p> <p>委員に準ずる重要な立場として, 下記1名が出席することの確認。</p> <p>・二区北区長 南雲 明夫</p>

委 員	(委員一同異論無し)
委 員 長	(傍聴者入室の許可) 定員 5 人のところ、6 人の希望者あり。 前日も皆様にお諮りしましたが、傍聴要領では先着 5 人となっております。しかし、広く地域と情報共有するというので、この会は隠すことは何もございませんので、6 人の方全員を皆様の許可によって入室を認めたいと思いますが、異論のある方はいらっしゃいますか。
委 員	(委員一同異論無し)
委 員 長	それでは傍聴者 6 人の入室を許可します。
教 育 次 長	1. 開会 皆さんこんばんは。7 月の関係区長さんへの説明会からすると約半年になります。本当に皆さんお疲れ様でございます。本日は大分議論が煮詰まってまいりまして、最終段階であると思います。そこで、未就学児を含めて多くの子供たちに質の高い教育環境を提供するため、勇気を持って悔いの残らない議論をお願いしたいと思います。
教 育 長	ただいまから、第 4 回阿見町立学校再編検討委員会を開会します。どうぞよろしく願いいたします。
教 育 長	2. 教育長あいさつ 改めましてこんばんは。肌を刺す寒さの中、また、お疲れのところご参集いただきありがとうございます。昨年も皆様には 3 回検討委員会で貴重なご意見をいただき子供たちのために様々な角度からご検討をいただきました。新しい年も、よろしく願いいたします。
委 員 長	4 回目となりますが、3 回までで私の思い、あるいは教育委員会の方針をお伝えしましたので、今日は 1 点だけお話しさせていただいて挨拶とします。4 回目の今日は、ぜひもう一度、なぜ新しい学校を建てることになったのか、その原点に振り返っていただき、今までと同じような慎重な検討をいただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。
委 員 長	3. 委員長あいさつ こんばんは。冒頭に教育次長からも、この会が始まって半年になるというお話がありました。活発な議論が皆様からいただけたこと、感謝の気持ちでいっぱい

です。これも全て子供たちのためという思いで始まっているものです。あともう一息で何とかまとめていければなと思っております。今日は一番ポイントになるところだろうと思っておりますので、忌憚のないご意見をいただければありがたいと思っております。

皆様におかれましては、地域に帰っていろいろなコミュニケーションを取る機会が増えたと思います。ここにお集まりの皆様もお互い顔見知りになって、街中であつても挨拶をしたりと、これが本当に地域コミュニケーションの原点だと思います。これが終わった時にみんな、あの時は頑張ったね、良かったねと笑って言えるようにしたいと思っておりますので、ご協力をよろしく願いたします。

4. 議事

(1) 通学区域の検討について

委員 長

それでは、まず、本日の資料1から7に基づいて事務局からご説明をいただきたいと思っております。

学教課長

はい。少し長くなりますが説明をさせていただきます。まず、資料1から資料4については、事前に委員の皆さんに郵送をさせていただきました。あらかじめお目通しをいただけたかと思っておりますので、時間の都合上要点のみ説明をしたいと思っております。

それでは、資料1をご覧ください。これは、学校再編計画の検討に係る条件整理についての資料です。第1回から第3回までの学校再編検討委員会の議論及び住民説明会等に寄せられたご意見、更には直近の人口推移と関連校の状況を考慮した中で、結論を導き出すための要点の資料となります。

まず、①として、子供たちのことを第一に考えて通学区域を検討する。これが大前提としてあります。

次に②として、小規模校の回避、学年2学級以上の確保については、実穀小学校との統合も含めて検討するということがあります。皆様、既にご存知のことと思っておりますが、昨年12月21日に第1回実穀小学校・本郷小学校統合準備委員会が開催されました。そこにおいて、実穀小学校と本郷小学校の平成30年4月の再編統合に向けた話し合いが始まりましたことをこの場でご報告いたします。

続きまして③、都市計画道路荒川沖寺子線で区分することを基本に検討することです。

④としましては、大規模校(学年5学級以上6学級未満)になってしまうことは、教室の転用等でこれに対応することもやむなしという考えです。

⑤としまして、将来に渡っても過大規模校(学年6学級以上)となることのないよう検討する必要があるということがあります。

⑥として、教育委員会に対して、指定校変更制度や学校選択制度等の就学許可基準について柔軟な見直しと対応を要望する。

以上がこれまでの協議を踏まえた、結論を導き出す方針になっていると考えております。

続きまして、資料1の2ページをご覧ください。これまでの協議で、現時点では一部の行政区内で通学区域を分けざるを得ない状況となっているため、行政区内で通学区域が分かれることについて、想定される課題とその対応の一例について説明いたします。

まず、①災害時の避難所についてです。災害時の避難所は、どこに居住しているかに関わらずその時点で一番近い避難所に避難することになります。児童が学校にいる時間に災害が起こった場合は学校が避難所となりますので、保護者に引き渡しができるまで学校で責任を持って児童を保護いたします。詳しくはお読み取りください。

続きまして、3ページをご覧ください。②育成会の運営や学校の役員、立哨当番等についてです。育成会の運営や学校の役員、立哨当番等については、対応の一例として育成会を部会に分け、部会ごとに登下校班や立哨当番、学校役員の対応を行い、行政区内のイベントや町民運動会等については育成会単位で行うということが考えられます。

続いて4ページをご覧ください。このように一部の行政区内で通学区域を分けることになると、行政区及び育成会を運営していく上で様々な課題が生じると考えられます。また、今後の少子高齢化社会に適応しなければならないことを踏まえると、地域コミュニティの在り方についても、住民と行政が一体となって考えていく必要がありますので、皆さまのご理解とご協力をお願いしたいと思います。

それでは、時間の都合上、資料2の説明に進みます。これは、阿見町立学校再編検討委員会の検討事項に係る関係法令・規則等を抜粋した資料となります。

この資料につきましては、あらかじめ目を通していただいていることと思っておりますので、申し訳ございませんが説明を省略させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、資料3をご覧ください。これは、文部科学省による『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』の中から、大規模校及び過大規模校において生じる課題について抜粋した資料となります。ここには、今の本郷地区のように新たな都市計画や住宅開発等によって児童生徒数が急激に増加する例が見られるとし、一般的に大規模校において生じる可能性がある課題が示されています。

これらの課題の内容については、資料4をご覧ください。文部科学省による手引きを抜粋して、要約を加えた資料です。この資料にある課題については、いずれも『生じる場合がある』というものであり、必ず起こるということではありません。

せん。実際は、こういった可能性を踏まえて、現場の先生方がその対処について検討と対応をしてくださっています。一方で、阿見町に限らず、このような課題が実際に発生しており、対応に苦慮している事例が少なからずあることも事実です。そういったことを検討するための一例として作成したものです。内容につきましては、これまでも説明をさせていただいている内容でもあり、皆様にはご理解いただけていることと思いますので、時間の都合上、残念ですが説明を省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、ここからは本日配付した資料によりご説明をいたします。少しお時間をいただきながら進めたいと思います。ご協力お願いいたします。

それでは、資料5をご覧ください。こちらは参考資料となりまして、検討に係る児童数推計の一例として参考になればと考え作成した資料であり、現時点で定住促進が期待できる場所に対して児童数の推計を行ったものです。

まず、一区にあるウイングタウン本郷の状況です。平成29年1月10日時点の居住状況としては41世帯116人で、そのうち小学生以下が38人です。その小学生以下の内訳としては、小学生が6人、未就学児が32人となっております。これから小学校に入学することになる未就学児が41世帯中32人ですから、計算上は、1世帯あたり約0.78人の未就学児ということになります。

次に、本郷一丁目、二丁目、三丁目についてです。ウイングタウン本郷の状況から将来定住見込みを推計しました。推計方法としては、空き地面積に対してウイングタウン本郷の宅地規模（1戸あたり約230㎡）、これが全く同じとは言えませんが、近隣宅地開発の参考数値として戸数を算出し、その戸数に、ウイングタウン本郷の一世帯当たりの未就学児数約0.78人を乗じて児童数を推計しました。その結果は、一丁目は約94人、二丁目は約117人、三丁目は約61人の未就学児が増加するということが、一例として算出されます。なお、この推計は、戸建て住宅を想定した場合で、空地に建つのが集合住宅だった場合は、更に多く増加することが想定されます。

次に、一区(C)の状況です。全体面積約350,000㎡となり、現在は不動産の多くが農地となっております。よって、宅地としての面積計算及び将来推計は困難と考えています。このような状況から、児童数が増加していくには、比較的時間が掛かることが想定されますが、市街化区域になっていることを踏まえると、将来の開発状況によっては多くの住民が定住し、それに伴って児童数も増加していく地域と考えられます。

続きまして、上本郷、実穀地区の状況です。こちらの地区では、資料の位置図にあるとおり、ウイングタウンも含めて3箇所の開発がされており、分譲または造成が進められております。この3箇所の将来定住見込みについては、その計画

区画数にウイングタウン本郷の一世帯当たりの未就学児数を乗じて算出しました。その結果、ウイングタウン本郷は103戸で約80人、上本郷は79戸で約62人、実穀は83戸で約65人の未就学児が増加すると推計しております。

この資料5における児童数の将来推計については、あくまでも、ウイングタウン本郷の状況から推計したものであり、参考の一例と考えていただきたいと思います。

続きまして、資料6をご覧ください。指定校変更制度についての資料となります。第3回の検討委員会において、通学区域案①-2や②-2、さらに案④-2に対して指定校変更の考え方を、本日の検討委員会において検討することができるように案を示してほしいというご要望がありました。そこで、今回はこのような資料を用意させていただきました。

本郷小学校と新小学校の通学区域については、これまで地域社会が形成されてきた経緯や住民感情に配慮したうえで、教育環境の適正化を考慮した指定校変更制度の適用ができないかを検討しましたので、その提案内容について説明をさせていただきます。

まず、指定校変更制度について簡単に説明いたします。指定校変更制度とは、学校教育法施行令第8条により、指定された就学すべき学校について保護者からの申立があり、教育委員会が相当と認めるときには他の学校に変更することができる制度です。この制度については、各市町村が許可基準を定めているものであります。

次の2ページをご覧ください。今回、指定校変更制度の適用を検討するにあたり、これまでの検討委員会での議論を踏まえて複数の案を考えさせていただきました。これらの案については、あくまでも、検討委員会での議論のたたき台として提示するものです。また、これらの案は、それぞれ性格の違う案となりますので、その妥当性や内容を通学区域案とあわせてご検討いただきたいと思います。

なお、検討案を作成するためのポイントとしてご理解いただきたいこととして、本郷小学校地区には、新小学校用地が確保されていることを前提として住民が定住し地域社会が形成された経緯があるため、その住民感情に配慮し、可能な限り児童・保護者の希望に沿うようにすることを考えております。また、一方で新小学校の開校後には、市街化区域を中心に更に児童数が増加することが見込まれ、その結果、教育環境の悪化を招くことが想定されます。そういったことを考慮して、一定の条件をつけることなどを検討させていただきました。このようなポイントは検討委員会で議論されてきたことでありますので、ご理解いただけるかと思います。

それでは、ひとつずつ案を説明いたします。資料6の3ページに入る前に、資

料7をご覧ください。こちらは第3回の検討委員会において絞り込みを行った通学区域案①-2, ②-2, ④-2 について、実穀小学校との統合と、指定校変更制度の考え方を反映して作成した資料になります。

左側の通学区域図の、ピンク色に着色された区域が新小学校の通学区域です。緑色に着色された区域が本郷小学校の通学区域で、その緑色のうち、ゼブラ線の区域が指定校変更制度の適用を検討している区域となります。

右側の表は、その通学区域案ごとの児童数です。前回までの資料に加えて、実穀小学校の児童数を追加表記してあります。この人数は出生している児童及び未就学児の数字であり、転出入や特別支援学級の編成は加味しておりません。

また、指定校変更制度を適用していない状態の児童数となりますので、実際は、指定校変更の希望者によって両校の人数を差し引く必要があります。

それでは、資料6の3ページに戻ってください。まず、指定校変更許可基準のA案をご説明します。A案は、学校再編による急激な環境変化が与える児童への影響や、保護者の負担増に対する配慮として検討したものです。

本郷小学校から新小学校に通学区域が変更となった区域、具体的には、資料7の通学区域案でピンク色に着色された区域全てを対象とします。その区域にお住まいの方で、継続して本郷小学校への通学を希望する場合は、卒業するまで変更を認めるというものです。さらに、その弟や妹がこれから小学校に入学する場合も、同様に希望する場合は本郷小学校への変更を認めるものです。

現時点の推計では、分離後の本郷小学校の受入可能児童数に比較的余裕があるため、児童への影響や保護者の負担増に配慮して、このA案を認めることとして考えております。

続きまして、資料6の4ページをご覧ください。このB案は、第3回検討委員会までの議論を踏まえ、荒寺線を基本としたうえで、本郷小学校の通学区域のうち、本郷三丁目から新小学校への通学を希望する場合について検討した案になります。資料7の通学区域案では、緑色のゼブラ線(横縞)で表した区域を対象とします。

具体的には、本郷三丁目からは、現在居住している児童及び保護者が希望する場合に、可能な限り認めることを案として考えております。可能な限りであり、原則認めるということではありません。この、可能な限りということについては、これまでの検討委員会の議論を踏まえ、新小学校が過大規模校にならない人数であり、かつ、本郷小学校が小規模校にならない人数となるよう、指定校変更を認められる範囲を考えております。

対象者などの許可条件につきましては、別に案を考えております。後ほど説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、これまでの議論を踏まえると、本郷三丁目の委員からは、希望者は数人であるのご意見が前提としてあり、他の地区の委員からも、数人で大勢に影響がないのであれば認めて良いのではないかという意見がございました。希望者が

数人であれば、ほとんどの学年でこの許容範囲に納まるかと思われませんが、万が一、希望者が許容範囲を超えた場合についても、あらかじめ対応方法を決定しておく必要があると考えています。

その方法の参考例としては①希望が多かった場合には抽選により許可する方法を決めるという方法が考えられます。②として、通学距離を考慮して、より近い方から優先的に許可するという方法もあるかと思えます。また、③として、希望者が許容範囲を上回った場合は、公平を期して全員が本郷小学校に通学していただくというような方法も考えられます。あくまでも、参考ですが提示させていただきましたので、適切な方法についてご検討いただきたいと思います。

このB案については、繰り返しになりますが、第3回検討委員会までの議論、及び当該地域住民からの『本郷小学校に2学級以上を確保すること、定住の経緯から新小学校を希望する者に配慮すること』という意見・要望に配慮して、可能な限り変更を認める案として考えております。

ここで、資料7の『通学区域案①-2』及び『案②-2』をご覧ください。案①-2と②-2の違いは、一区(C)がどちらの学校の通学区域になっているかということで、その他についてはどちらも同じです。どちらの案についても、本郷三丁目を指定校変更制度の対象地区として認めることをB案として考えたいと思います。

案①-2と②-2の児童数を比較しますと、当然ですが、一区(C)の人数分、年度により多少違いますが、案②-2の方が、新小学校の児童数が約20人少なくなり、本郷小学校の児童数が約20人多くなります。このことから、案②-2のほうが、新小学校は過大規模校になるリスクが軽減でき、本郷小学校も小規模校になるリスクが軽減できると考えられます。

現時点ではこのような比較となりますが、先程資料5で将来推計について説明をしたとおり、一区(C)は、現在はそこまで児童数が多くはありませんが、将来の開発状況によっては、多くの住民が定住する地域となり、児童数も増加するのではないかと考えられます。そういった将来の状況も考慮しながら通学区域を検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、資料6の5ページにあるC案をご説明します。C案は、通学区域案④-2を想定した案です。案④-2は、案②-2から本郷二丁目を本郷小学校の通学区域としたものであり、新小学校が過大規模校になるリスクをさらに軽減することができる想定です。しかし、これまでの検討委員会での議論により、当該対象地区が形成されてきた経緯や住民感情に配慮し、現在本郷二丁目に居住している方が新小学校に通学できるようにC案を考えております。

C案の内容としては、本郷二丁目に現在居住している児童及び保護者が、新小学校への通学を希望する場合は原則認める案として考えております。新小学校が物理的に許容できる場合は、原則全ての申請を認めます。

しかし、この指定校変更制度を弾力的に適用しても、新小学校が過大規模校と

なる場合には、再度、住民・保護者と行政が一体となってその対応について検討することになると考えております。

また、通学区域案④-2 と指定校変更許可基準 C 案を採用する場合は、本郷二丁目は本郷小学校の通学区域となることから、将来において定住する世帯の児童は本郷小学校へ通学することになります。ですが、将来、地域の状況が変化し、この指定校変更制度を適用しなくても両校が望ましい教育環境を確保できることが明らかになった場合には、通学区域の見直しを検討するように考えております。

ここで、資料 7 の『通学区域案④-2』をご覧ください。案④-2 では、本郷二丁目の児童数が本郷小学校に含まれていますので、案②-2 の児童数と比較しますと、当然ですが案④-2 の方が新小学校の児童数がかなり少なく、本郷小学校の児童数が多くなっております。

ちなみに、この児童数は現在居住している人数のみを表していますので、C 案の許可基準に該当する本郷二丁目に現在居住している児童全員が、指定校変更により新小学校に通学した場合は、案②-2 と同じ児童数になります。

現時点ではこのような比較となりますが、先程資料 5 でも説明したとおり、本郷一丁目、二丁目、三丁目では、今後も多くの児童が増加する可能性があり、集合住宅等が建築された場合は、更に多くの児童が増加することも考えられます。そういった将来の状況なども踏まえて検討していただければと考えております。よろしく願いいたします。

続きまして、ご説明しました許可基準の B 案と C 案に対して、どのような許可条件とするかについてご説明をいたします。資料 6 の 6 ページをご覧ください。

これまでの検討委員会での議論では、対象区域のうち土地取得方法を限定した特定の少数世帯（保留地購入世帯）のみを対象として、特例を認めることもできるのではないかというご意見があったかと思いますが、町としては、公平を期す観点からも、土地取得方法を理由として対象者を限定することは難しいと考えております。そのようなことから、まず、許可条件の対象者を、大きく『持家』と『集合住宅』に区分して検討しました。これまでの検討委員会の場でも、委員より『将来設計をして家を建てた者と、いつでも転居できる集合住宅に住んでいる者は条件が違う』というご意見がありましたので、そのような区分で検討をいたしました。

持家の方に対する許可条件の考え方ですが、基準日時点で不動産を取得済みであり、定住している世帯の児童及び未就学児を対象とします。

次に、公平を期すため、その不動産の取得方法、例えば売買、区画整理による換地、相続などは一切問わないと考えています。

その条件に該当する世帯については、未就学児や将来出生する子どもについても対象とします。

次に、この通学区域の決定を待っている世帯がいらっしゃると思います。事務局にもそういった方から多数の問い合わせがあります。そういった方に配慮し、基準日を平成 29 年 8 月 31 日とします。通学区域の決定を公表して、しばらく期間を置くということです。

基準日以降に不動産を取得しようとする世帯については、申し訳ありませんが、指定校変更は認められないので、本郷小学校の通学区域であることを明確に説明しますので、ご理解いただいたうえで不動産の取得を検討していただきたいと考えています。

最後に、不動産（土地）を取得済みであり、現時点では定住していない世帯について、お子さんやお孫さんがお住まいになることを想定されていることもあるかと思しますので、将来にその家族が戸建て住宅を建築して定住した場合も対象としたいと考えています。ただし、その途中で第三者に譲渡・売買があった場合や賃貸借の場合は認められないと考えています。

以上が持家の世帯に関する許可条件の案になります。

次に、集合住宅など賃貸住宅の考え方についてご説明します。集合住宅は、戸建て住宅と比較すると、敷地面積あたりの世帯数や人口が多い傾向にあります。

そして、現在の状況からすると、小学校に入学する前に転居することが多く、世帯当たりの児童数は比較的少ない状況です。

新小学校の通学区域になると、それを目的とした転入や集合住宅の新築が進み、加速度的に児童数が増える可能性があると考えています。

これらのことを考慮して、集合住宅にはいずれかの条件を考なければいけないと思います。今回、あくまでも案ですが 3 つほど提示します。

例えば、①持ち家と同じように、基準日までに居住した世帯については申請を認めるということです。②の案は、分離する前の時点で該当区域の集合住宅に居住していて、本郷小学校に通学している児童に限り、分離後の新小学校への通学を認めるというものです。③は、持ち家と比較して転居が行いやすいため、集合住宅に居住の世帯については一切指定校変更を認めない。といった許可条件が考えられます。その他にも考え方はあるかと思いますが、参考として提示させていただきました。

D 案としましたこれらの許可条件案については、B 案及び C 案の指定校変更許可基準案と密接に関係しておりますので、併せて検討をしていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

ここで、資料 7 の最後のページ、4 ページをご覧ください。こちらは、左側の表が、地区及び生年年度別の人数を表しています。右側の表は、それに基づき各通学区域案の学校別、学年ごとの人数を表しています。

それぞれの案において、どれくらい的人数が指定校変更可能なのかどうか、参考までにご確認ください。それから、これも参考ですが、対象区域の集合住宅にどれくらい児童と未就学児が居住しているかも集計していますのでご確認ください。

ださい。

指定校変更が可能な人数については、新小学校の受け入れは6学級未満ですので、175人までです。また、本郷小学校が小規模になることも避けるため、そのどちらの条件も満たすようにしてあります。なお、小規模校（学年2学級未満）になることを避けるためには、学年に41人以上の児童数が必要ですが、申請締切後の転居や、特別支援学級の編成を考慮すると、余裕を持って人数を確保する必要があると考えられますので、表は41人以上の場合、45人以上の場合、50人以上の場合で3つのパターンを想定して作成しました。

例えば、通学区域案①-2ですと、平成30年度の5年生は本郷小学校と実穀小学校を統合した学校で41人です。これは、2学級を確保できる最低限の人数ですので、本郷三丁目からの指定校変更を認めると本郷小学校が1学級となり小規模校になってしまいます。同様に他の学年、または他の通学区域案についてもお読み取りいただければと思います。

※例 ・案④-2 H30年度4年生（H20年度生まれ）の場合

新小学校 110人 本郷+実穀小 71人

↓本郷二丁目が全員指定校変更すると

新小学校 125人 本郷+実穀小 56人

新小学校は175人までなので、最大50人受入可能

本郷小は45人確保とすると、最大11人まで指定校変更可能

よって、両条件を満たす11人まで指定校変更許可可能

・案④-2 H30年度5年生（H19年度生まれ）の場合

新小学校 104人 本郷+実穀小 53人

↓本郷二丁目が全員指定校変更すると

新小学校 114人 本郷+実穀小 43人

新小学校は175人までなので、最大61人受入可能

本郷小は指定校変更を認めると1学級になる可能性が高い

よって、両条件を満たすためには指定校変更許可できない

それでは、最後に資料6の残りの部分を説明いたします。資料6の7ページをご覧ください。E案については、指定校変更に係る共通条件としました。これまで説明しました案については、地域が形成されてきた経緯や住民感情に配慮したものであるため、この運用については、許可条件を満たし指定校を変更する場合は、その許可条件を満たす日から児童が卒業するまでの間、継続して同住所に居住していることを条件として考えております。転居するなど、許可条件に合致しなくなった場合は、その指定校変更の許可期間は直近の学期末までとすることを考えております。

そして、主に手続きの都合ですが、就学準備及び入学に関する諸手続きの都合によりまして、指定校の変更を希望する場合は、入学する前年の11月末までに申

請していただくことを想定しております。

また、入学後の指定校変更及び指定校変更の取り消しは、教育委員会が相当と認める特別な事情がある場合を除き、原則認められないと考えています。

分離時点の本郷小学校在校生は、事務手続き上、同様に平成 29 年 11 月末までに申請していただきたいと思ひます。

続きまして、8 ページをご覧ください。ご説明しました指定校変更受付の流れについて、現時点で想定している流れを表しております。教育委員会からは 9 月に就学時検診のご案内と併せて指定校変更のご案内をいたします。それを受けて、就学時検診は 10 月から 11 月に受けていただきまして、指定校変更の申請は 11 月末までにしていただきたいと思ひます。学級編成の都合がありますので、申請期間を過ぎてからの申請は受け付けることが難しいです。それを受けて 12 月中に指定校変更の許可に関する通知を申請者に送付し、1 月には全員に就学通知書を送付します。そして、その就学通知によって指定された学校で、2 月に学校説明会を受けていただくという流れを想定しています。

続きまして、9 ページをご覧ください。こちらには、指定校変更制度の適用期間に対する考え方が書いてあります。この学校再編計画に係る指定校変更制度については、対象者がいて、学校施設が許容できる限り原則適用したいと考えています。

ただし、先ほどもご説明しましたが、社会情勢の変化により当該制度の適用が不用と判断される場合や、逆に人口の推移を原因とした教室不足や教育環境の悪化が生じた場合においては、学校再編計画（通学区域）の見直しや指定校変更制度の変更・廃止が必要な場合は、再度、こういった検討委員会に準ずる審議会を組織しまして、検討しなければいけないと考えています。

私からの説明は以上です。長時間に渡りありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

委 員 長

資料 1 から 7 までかなりボリュームのある内容で、一気に議論をしても進まないと思ひますので、ひとつずつ整理していきたいと思ひます。

まず、資料 1 から 4 について、これは今までの 3 回の議論を踏まえたうえで、条件整理をしましたというところですね。ここでのポイントというのは、本郷小学校が小規模校にならないようにしたい、要は最低でも 2 学級は確保したいということ。それから、新小学校をせっかく作ったのは良いけれども、いきなり過大規模校になってキャパオーバーになりますという状況も避けたいということ。多目的室を潰した大規模校までは対応するけれど、いきなりキャパオーバーで、せっかく良好な教育環境を作ったはずの新小学校でプレハブを建てないとうしようもなくなりましたというのは避けたい、という条件整理については皆さんご理解いただけますか。異論、疑問がございましたらお聞きしたいです。これは資料 1 から 4 全てに関わってくることです。

委員	(委員一同異論無し)
委員長	特に異論無いということによろしいですか。
委員	(『はい』という声複数あり)
委員長	<p>それでは、今までの議論の中でもそうですが、数の論理で始まっていることで全然なく、本当に子供たちの良好な教育環境を考えた中で、少なくとも小規模校、過大規模校は避けたいということが大前提にあるところから議論を進めさせていただきたいと思います。資料1から4はそういうことをより理解するための資料ですので、次に議論をするのは資料5から7です。</p> <p>資料5, 6, 7は密接に関係しています。指定校変更制度については、決めつけで、こういうことをしますという話しではないという説明がありました。特に、本郷二丁目、三丁目の内容が大部分になるとは思いますが、基本的には案の内容が、現在住まわれている方に不都合が生じるようなものではないということがベースにあると読み取っています。</p> <p>その中で、先ほど条件整理した小規模校、過大規模校にならないようにするというのを考えるには、資料5が大きなウェイトになると思います。というのは、現在の人数というよりも、町が発展するというのは当然皆さんも望ましいと思っているでしょうし、仲間が増えることも望ましいでしょう。そういう意味では開発余地、今空いている空地にこれからどんどん人が入ってきて、結果、新小学校が過大規模校になってしまったのでは意味がないというところの、一番基本となる資料だと思います。そういうことをちょっと頭に置きながら、資料7の通学区域をご覧ください。</p> <p>まず、案①-2と②-2では、一区(C)がどちらの学校になるかという違いになります。先ほどの資料5の左側一番下にありますように、この地区は全部市街化区域で、基本的にはいつでも人が住める状況にあります。荒寺線を基本に検討することになっていますが、ここをまず整理したいと思います。委員の皆さんというよりは、一区さんの問題になってしまうかとも思いますが、将来のリスクを少しでも低減したいという考えでは、案①-2と②-2では、現状において約20人の違いがあります。プラス、膨大な開発余地があるので、特にアパートが建った時にはかなり大きな人数変動が起きてしまう。現状でも、この辺のエリアはアパートが建っているし、新たに建つ雰囲気があるというのは沿道を走っていても感じる場所かと思えます。</p> <p>これは、直接一区さんにお聞きすることになるのかなと思いますが、いかがでしょうか。</p>
一区区長	一区が案④という話を出したのは、そもそも子供たちのため、人数バランスを考えたことです。極端な話、当初は荒寺線という話しがあつて、一区の皆さんも

	<p>その意識がかなり強かったです。ただ、この前も言いましたけれど、一区でもかなり遠い人がいます。(A)とか(B)、これはかなり遠いということで、一区としては、子供たちのことを考えて人数バランスを考えてということであれば、案④までかなという考えです。</p> <p>これも内部ではいろんな人がいますよね。いろいろありました。けれども、冷静に考えればこの辺が妥当かなという判断をしました。</p>
委員 長	<p>案②-2ということはどうですか。要は、単純に一区として一区(C)がどうかというところですが。</p>
一区 区 長	<p>それはですね、子供たちのことを考えれば、本郷二丁目の方には申し訳ないですが、ここが入らないとバランスが取れないですよ。そういう単純なところもあるのですが、この委員会に子供たちのためということが大前提にあるのであれば、そうなのかなという判断をしています。</p>
委員 長	<p>先ほど説明がありましたように、案④-2にして指定校変更を適用すると、現在住まわれている方が全部新小学校に行きたいと希望した場合は、単純に案②-2と同じ人数になります。本郷二丁目に現在お住まいの方に関しては、案②-2になっても④-2になっても基本は同じということかと思えます。その大きな違いというのは、将来リスクをどこまで低減しようかということです。</p> <p>では、案①-2と②-2ではどこが違うかということ、一区(C)のところですが、ここがあまりにも将来のリスクが大きいので、まず、そこを整理したいということです。</p>
一区 区 長	<p>当然、将来のことも考えなければいけないと思います。前回までは、その辺の将来の数字予測などはありませんでしたよね。ある程度(現在出生している子まで)は想定していますけれど。その時点で、一区としては案④を支持したのですが。いずれにしても、一区としては学校区が2つできてしまうということは最初から覚悟しています。</p>
本郷 区 長	<p>その問題は、第2回と3回の検討委員会でお話しをしたように、本郷区だけを対象にするのではなくて、本郷小学校区全体で考えてくれという話を、私は提案しましたよね。そのことについては何も触れていないみたいですが。</p>
委員 長	<p>基本的には荒寺線で区切るという考え方があります。</p>
本郷 区 長	<p>それであればね、前回も踏まえてということであれば、一度は納得した訳ですから、案④-2の話で二丁目が本郷小学校ということになると、また話しが停滞することになると思いますよ。それも考えていただかないと。</p>

副委員長	一区の話については、案②-2 と案④-2 については本郷二丁目がどうなるかという違いだけなので一区にとっては同じですよ。
一 区 区 長	一区はどうなのかという話に対して、これじゃなければいかんという話は、私はしていませんよね。
委 員 長	はい。
副委員長	一区が(A)から(D)の4ブロックある中で、将来の状況というのは精査しなければいけないけれども、(D)が本郷小学校になる案①-2 の形なのか、(D)と(C)が本郷小学校になる案②-2 と④-2 の形なのか、まずはその意向を確認したいということだと思います。
一 区 区 長	全体的に考えて、一区として許容できるのは案④という話しをしています。ただ、基本的には決定に従うという話しもしているので、あれじゃなければ嫌だということではありません。それを踏まえて、この3つの中のどれが良いのかという質問ですか。どういう質問ですか。
委 員 長	単純に、荒寺線を基本に考えるにあたり、案②-2 や④-2 になって一区(C)が本郷小学校の通学区域になることは許容範囲ですかという質問です。
一 区 区 長	逆に言えば、案④-2 でも②-2 でも一区は同じですよ。
委 員 長	はい。ですので、案①-2 に比べると一区(C)のところ学区が変わりますが、新小学校が過大規模校になることを避けるためには苦渋の決断というところですが、その確認です。
一 区 区 長	うちは、案④でやむを得ないと言っている時点で、良いと言っている訳ではないですが、そういう判断ですよ。最終的には納得できる範囲だったら従いますよということも最初から言っているのです。一区(C)が本郷小学校ということでも仕方がないと思います。逆に、案①-2 で(D)だけが本郷小ということになっても、これも仕方がないと思います。そういう判断です。(C)の中にも新小学校の方が近い方も居ますから。全員にデータを取った訳ではありませんが、どっちになったとしてもそれに対応してくれると思っています。
委 員 長	基本的には、過大規模校にならない方向性を模索することしかないと思っています。
一 区 区 長	はい。ですから、将来のことも考えて、あまり途中でガタガタとやらなくていいような区割りをしていただくのが良いのかなと思います。

<p>委 員 長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>今の一区さんのご意見を踏まえてということになりますが、これまでの議論も踏まえて、あとは本郷区さんの考えで、どこまで許容できるかという言い方はちよつと違うかもしれませんが、要は、まず、通学区域の指定校変更制度を取り入れましょうというところは、一歩前進だと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>(『そうです』という声あり)</p>
<p>委 員 長</p>	<p>そのうえで、一区さんの次は本郷三丁目さんの話しにならざるを得ないのですが、資料6のB案とそれに伴う許可基準のD案が、本郷三丁目に直接関わってくるところです。そこについてのご意見はいかがですか。</p>
<p>本郷育成会 (三丁目)</p>	<p>まずですね、私が第1回当初からお願いしていた話しが、ようやくここにきて検討いただけたということをお礼申し上げます。それで、基本的には指定校変更許可基準B案というのは、私が主張してきたものと合致するものであり、大きく何かここが問題あるとかはありません。</p> <p>しかしですね、読みながら将来を見据えて考えた場合に、一区(C)は市街化区域だからこれから人が増える可能性がある。なので、一区(C)は除外した方が良さそうだという話だったと思います。同じようなことは本郷二丁目とか本郷一丁目とか荒寺線から北の区域でも言えることじゃないかと思います。その場合、現時点ですと、本郷三丁目からは可能な限り新小学校への指定校変更を認めると書いてありますが、例えばこのまま決まるとしてですよ、本郷一丁目、二丁目、もしくは荒寺線の北の方に人が増えていくといった状況というのは可能性としてはおおいにあり得る。それは別に一区(C)に限ったことではないと思います。なので、私の考えというのは、その点が難色を示す部分であります。</p> <p>私が考えるのは、単純でして、今現時点で住んでいる方の方を優先するべきなんじゃないか。つまり、私の希望としては、荒寺線で基本的には区切る。一区(C)の方も新小学校に行ける訳です。しかしながら、新しく入ってきた人に対して、なぜ、制限を設けようとならないのか。そういった話がこの中にはないのです。その点を検討していただくのが、皆さんがハッピーになる唯一の案じゃないかと思います。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>新しく入ってきた方…を、制限する？</p>
<p>本郷育成会 (三丁目)</p>	<p>はい。新しく入ってきた方に対して、可能な限り認めるということですよ。そういった案というものはないのでしょうか。他の自治体では、そういったかたちで、もう学区がいっぱいなので、こちらにいつてくださいますよということをやられているところがあります。しかしながら、ここに出てきている案の中で、今住んでいる人よりも後から来た人がもう全然問題なく入れちゃいます。本郷一丁目なんてい</p>

	うのは、二丁目もそうですけれども、余剰な土地があるということですね。そして一区(C)と同じような扱いをしないというのはなぜか。それが一つ私の思ったポイントです。
朝日中校長	今、言われたのは、荒寺線で区切って、過大規模校になるからこれ以上受け入れられないということになった場合は、新しく本郷一丁目、二丁目、一区に入ってきた方は皆、本郷小学校に通ってくださいますかということですか。
本郷育成会 (三丁目)	そうです。新小学校がいっぱいにならないうちは受け入れておいてという意味です。
本郷区長	本郷区はどうなっちゃうんだよ、そんなこと言ったら。
委員長	なので、今、議論の整理をしようということです。いろんなご意見を発散の状態でお聞きしているだけなので、それで良い悪いという話しではなくて。とりあえず、そのような意見がございましたということです。
本郷区長	はい。
一区区長	良いですか。さっき、一区の(C)が将来増えるだろうという予想がありました。それで、今言われたようにもっと北の方でも増える可能性はありますよね。そういう意味ではどれくらい伸びるかという予想をしなければいけないですけども、非常に難しいですよ。 一区としては、(C)が本郷小学校になっても、あるいは新小学校になっても納得するだろうという言い方をしましたけれども、じゃあ案②-2が良いのか、④-2が良いのかという議論なんですかね。今の議論は。
委員長	今までの議論を踏まえて、まず、荒寺線を基本にやりましょうと。それでその中で、次の考え方としてなるべく過大規模校にならないようにするにはどうしましょうと。その流れで案①-2、②-2、④-2という絞り込みがされてきたということだと思います。
一区区長	そうすると、いろんなことを考えると、例えば案④-2になって、ゼブラ線の地区が指定校変更である程度調整できて、ただ、将来的に住む人は赤い線で区切りましょうと、そういう考え方ですよ。
委員長	そうですね。将来人口が落ち着いてきて、両校が適正規模になる未来が見えてくれば一番良いというところだと思います。ですから、今はまだ開発余剰地というのがいっぱいある中で、その間どのように過大規模校にならないように、要は、良好な教育環境をなるべく確保してあげたいと。そういう中の知恵だと思います。

<p>本郷区長</p>	<p>す。</p> <p>本郷区の中で役員とも相談をしていますが、今、三丁目の委員が言ったようにすると、新しく来た人、二丁目からも確かに目の前に見えるんですよ。ふれあいセンターのすぐ近くにも余剰地がありますが、そこから本郷小学校へ行ってください。じゃあなんで三丁目の人が特例で新小学校に行けてるんだと、そういうことも踏まえてね。</p> <p>逆に、先ほど一区区長が言ったように、もう一度二丁目の方とも話しをしてもらって、案④-2のゼブラ線の部分で、『じゃあ俺は二丁目から本郷小学校に行っても良いよ』という人もいますよ。なんでもかんでも新小学校という訳じゃないんですよ。そういうことも踏まえてしないと、きちっと二丁目は本郷小学校ですと言ったら、本当に元に戻って何の進展もなくなってしまいますから。逆に二丁目の方もそういう面で行きたい、行きたくないという確認をするしかないんじゃないですかね。現実、目の前に引っ越してきて、あなたはあっちですということ自体がね、その引っ越してきた人が納得できるのでしょうか。まあ、いっぱいですからと言えばそれまでなのかもしれません。</p>
<p>委員長</p>	<p>これは、私から言うことではないのかもしれませんが、区長さんが言われた、新小学校の通学区域から本郷小学校に行きたいという方は資料6の3ページにありますA案によって、いろんな状況の中で本郷小学校に行きたいという方がいればそれを認めましょうと、ここについては皆さん異論無いんじゃないかと思いましたが、事務局からの説明で済ましてしまったところです。せっかくご意見をいただいたので、このA案について異論はございますか。</p>
<p>本郷区長</p>	<p>それは本郷二丁目だけではなくて。</p>
<p>委員長</p>	<p>そこだけではないです。</p>
<p>本郷区長</p>	<p>だけではなくて、例えば住吉とか二区北にしても、在校生で残り何年だから本郷小学校に行きたいという人はそれで良いということですね。</p>
<p>委員長</p>	<p>対象区域は、新小学校通学区域となっていますので、住んでいるのがどこだろうと、本来新小学校になるけれども本郷小学校に行きたいという方には最大限考慮しましょうということです。皆さんよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>(委員一同異論無し)</p>
<p>委員長</p>	<p>そのうえで、事務局から説明があったとおり、これまでの検討委員会の議論を踏まえて、そこに住むことになった経緯は可能な限り尊重しようという考えがあって、それは基本的にはB案もC案も両方とも同じことだと思います。</p>

本郷育成会 (三丁目)	そうです、そうです。
委 員 長	<p>そのことについては、区長さんにご苦勞をされると思いますが、ただ、どこかで線を引かなければならない。その時に、D案というものが許可条件で、基準日を設けましょうということになっています。とりあえず、平成29年8月31日ということで書いてありますけれども、例えば、通学区域が決まって、指定校変更制度を適用しますと、その中で周知期間というのは必要だと思えます。ここで議論が煮詰まったからさあやりますという訳にはいかないのです、事務局の方で考えているのが8月31日までの周知期間ということなのです。広報とかHP、地区回覧で周知することになると思えます。</p> <p>そうやってどこかで基準を設けた中で、新しい住民の方は申し訳ないけどキャパというものがどうしてもあるので、本郷小学校に行ってくださいという許可条件を提案されたのだと思えます。主旨とか考え方は、そのようにある程度整理されて今回提案されていると思えます。細かい文言とかは別にしても、理念とか考え方は、これまでの委員のご意見を踏まえたものがここに入っていると思っています。</p>
本郷育成会 (三丁目)	はい、そうですね、そういう意味ではこの基準日を8月31日にすることが、問題になる可能性があるという言い方になりますかね。
委 員 長	これをそのまま決めるということでは、恐らくないと思えます。
本郷育成会 (三丁目)	こちらの文言がある以上は、ないのとあるのでは大きな違いになりますから。ちょっとやっぱり検討する必要がある、少なくとも荒寺線で区切るという噂が流れた時点で、一丁目に持家を買われたという話もありますし、既にこの議論が進んでいて議事録が公開されていて、荒寺線の北側が新小学校に行けるということになりつつありますから、その辺りも踏まえて人口に異動というのも行われたという話もありましたよね。実際にこれが進んで更に決定されると、その流れが更に加速する可能性は大きいと思えます。その辺りをどのようにお考えになるか、それが8月31日で良いのか。答申を出してしまっただけで、さあ、ここで決まったと確定しますので、異動が起こるんじゃないかと私は思っているのですけれども。
本郷区長	三丁目で家を持っている人が、一丁目に家を作り直すということですか。
本郷育成会 (三丁目)	いえ、そうではなくて、アパートの方もそうですし、動ける方です。持家を買おうと思っていて、そういう方が新小学校へ通わせたいということが、当然ある訳じゃないですか。その辺りが十分考慮されていないのではないかと思います。

P T A 会 長	現在居住している方は、指定校変更を使って新小学校へ通えるのではないですか。許可基準のB案を採用すれば。引っ越す必要はないのではないですか。
本郷育成会 (三丁目)	これは、新小学校が過大規模にならないという条件がありますよね。
P T A 会 長	もちろんそうですよ。資料には集合住宅に住んでいる人数も書いてあります。
本郷育成会 (三丁目)	それで、現実には人数が動いて、新小学校が過大規模になったときには、どうするかということがはっきりわからないということです。今現在阿見町に住んでいなくても、外から来られる方が、通学区域の決定を待って新小学校に通うように転入してくるという可能性もありうるということです。 ところが、この案ですと、この8月31日の基準日くらいしか考慮されていないですよね。その辺りはどう考えているかということです。
本郷区長	現実、三丁目の人は本郷小学校でみんな納得していると言ったでしょう。一部だけ、一部だけが新小学校へとっていますが。
本郷育成会 (三丁目)	ええ、そうです。
本郷区長	ほとんどの人は本郷小学校に行くと考えてくださっている中で、それをあおるようなかたちで、こうすれば新小学校に行けますよみたいなかたちをとられると困ります。
一区育成会	今後入ってくる人じゃないですか。今後、8月31日までに入ってくる人が指定校変更を使って新小学校に行く可能性があるということではないですか。
本郷区長	それを、なんでも新小学校に行けると捉えられると困ります。
一区育成会	なので、8月31日という基準日が問題なのではと、三丁目代表委員はおっしゃっている訳ですよね。現況であれば問題ないけれど。
本郷育成会 (三丁目)	現状のままであればもちろん問題はありません。これが変わる訳じゃないですか。8月31日までに。今も変わってきている訳ですから。それが加速しているんです。そしたらこのB案の意味がなくなってしまう可能性が高いんです。
委 員 長	もう一回この辺りの考え方を整理したいのですが、先ほどから話しがあるように、今住んでいる方に不利益があるような許可基準案ではないと思います。今言

	<p>っているのは、新しく入ってくる方の選択肢の問題です。その選択肢を8月31日までという猶予期間を設けて選択肢を与えますよというだけの話だと思います。加速するとかしないとかの話ではなくて、その半年間に、どうしても子供が新小学校じゃなければ嫌なんだという方は、基準日以降はご遠慮くださいというだけの話で、その対象としているのは、現時点では本郷二丁目と三丁目ということです。</p> <p>まず、荒寺線を基本として、南側は本郷小学校が基本です。その中でも地域が形成されてきた経緯とか住民感情に配慮して、本郷三丁目は可能な限り救済できるような提案で事務局が持ってきました。これは、今住まわれている方の救済という側面が強いのではないかと思います。ただ、どこかで線を引かないと、資料5にもあるとおり、開発余剰地から推計すると約60人は増える可能性があります。この方たちに基準日を設けないと、私も私もということになりますね。今でさえ新小学校が過大規模校になるリスクを低減しようという議論をしておりますので、そのリスクが余計高まってしまうので、一定の基準をここで設けているということだと私は受け取っています。</p>
<p>本郷育成会 (二丁目)</p>	<p>良いですか。三丁目代表委員が懸念されているのは、8月31日までに沢山の人が新小学校の学区になるエリアに引っ越してきてしまったら過大規模校になる可能性を防げないから、8月31日では遅すぎるということですかね。</p>
<p>本郷育成会 (三丁目)</p>	<p>あの、例えば現在の指定校変更許可可能人数を見ても、既に5年生は0人ですし、6年生もたった2人。4年生は少し余裕がありますけれど3年生も少ないですね。この辺りで本郷一丁目とか二丁目に引っ越して来たら、二区北とかでも良いですけど広いですから、すぐに0になってしまうじゃないですか。これをどうお考えになるかということです。</p>
	<p>※案④-2で本郷二丁目全員指定校変更を希望した場合でも新小学校が過大規模校になるまでの許容人数は、 6年生 87人、5年生 61人、4年生 50人、 3年生 31人、2年生 68人、1年生 36人となっている。 資料上、許可可能人数が少ないのは、 本郷小学校が学年1学級になってしまうことを回避するため。 例えば、6年生は本郷小学校と実穀小学校を統合して49人なので、 45人確保すると4人までしか許可できないということ。</p>
<p>委員長</p>	<p>そのリスクをなるべく減らしたいからもっと早くしてくださいということですか。</p>
<p>本郷育成会 (三丁目)</p>	<p>まあ、そういうことですかね。どう考えるかということだと思います。要するに、この案をせっかく作っていただいたので、これがいかなければ意味がないで</p>

	すよね。その辺りを議論していただければなと思います。
委員長	冒頭で事務局からも説明がありましたが、これが全てではなくて、議論を受けて最終的にはまとめていきたいということです。当然、基準日もひとつの案だと思っています。ですから、基準日を設けずすぐに施行しましょう、しちゃいましょうというのは、やはり社会的なルールの中で全く周知をしないということはできませんよね。
本郷育成会 (三丁目)	それは私もそう思います。
委員長	ですから、それが3ヶ月が良いのか半年が良いのか、極端な話そういうことだと思います。
本郷育成会 (三丁目)	そうですね、はい。
委員長	その辺は、法的な意味もあると思いますので、事務局に検討していただくということで良いですか。
本郷育成会 (三丁目)	はい。そういうのってあるんですかね。
委員長	やっぱり、憲法の中では財産権を侵害しないようにということがありますよね。その中で、どこかで基準を設けなければいけないにしても、極力、人の財産の制限をしないように、そのための周知期間だと思います。ですから、それが3ヶ月で良いのか、4ヶ月が良いのか、半年で良いのか、法的なことも踏まえて事務局の方で、せっかくの貴重な意見ですから、リスクをなるべく減らしたい、だから早めたい、少しでも早めた方が良いんじゃないですかというご意見であれば…
本郷育成会 (三丁目)	だから、このB案でやるのであれば、B案がいきるような、単純に言えばこれだけでは足りないということですかね。
副委員長	この案の根拠について、事務局から説明をした方が良いんじゃないですか。
学教課長	基準日については、委員長のおっしゃるとおりこの日でなければならぬということはありません。一般的にある程度の周知期間が必要だと考えております。法的に周知期間の目安があればそれを参考にしたいと思いますが、いきなり決まったから始めるという訳にはいかないのご理解ください。

それから、その数か月の周知期間の間で、該当地区(本郷二丁目)に、過大規模校になってしまうほどの児童が転居してくるということも、可能性としてはそこまで高くないと考えています。

※新小学校が過大規模校になるかどうかという考え方について、

学年に平均 30 人まで許容できるとすると、

$$30 \times 6 \text{ 学年} = 180 \text{ 人}$$

資料 5 の参考計算式を引用すると

$$\text{世帯数} \times 0.78 = \text{児童数であるため、}$$

$$180 \text{ 人} \div 0.78 = 230 \text{ 世帯}$$

(本郷小学校が小規模校を回避することとは別であることに留意)

公表の時期としては、4 月以降になると思います。そこから 8 月までですと、一般的に小学生をお持ちの世帯が引っ越す時期とも重なっていないですし、委員のご心配は良くわかりますが、個人的にはそういったことが加速度的には起きないのかなと思っております。

当然、お子様のことですから、どうしてもという方はいらっしゃると思いますが、将来のことは確実な推計ができませんので、わからない中でも基準を設けないと、これから阿見町に住んでくださる方にも失礼になるだろう、不公平になるだろうという思いで提案をしています。どんどん前倒しすれば良いのかというと、それも難しいです。適切な周知期間を設けて判断していただきたいと考えていますのでご理解いただきたいと思います。法的な根拠があるのかどうかについては調べてみたいと思います。

本郷育成会
(三丁目)

よろしくをお願いします。

委員長

それでは、許可基準 B 案、及び D 案について、基本的には齟齬はないということでもよろしいですか。ここですぐに結論が出ることではないと思っていますけれども。

(少し間を置く)

委員長

三丁目代表委員に確認をいただいている間に、C 案について、これは本郷二丁目の関係になります。資料 7 の図ですと 3 ページの案④-2 に係ってくるものです。

この主旨は、過大規模校になってしまうリスクを極力避けていきたいという中で、本郷二丁目にも開発余地があって、資料 5 の推計ですと 100 人以上が将来的に転入してくる可能性があるということです。本郷二丁目が良好な住宅地ということもあって、かなりのパワーがあると思います。この人数が一気に増えると

	<p>は思いませんが、確実に増えていくだろうということは想定されますし、それによってプレハブ増築ということは避けたいですね。</p> <p>そういった中で、このC案は、今住まわれている方に対しては新小学校を選択できるような形で、不具合のある書き方はされていないと思います。要は、新しく入ってこられる方について、基準日を設けて、子供たちの良好な教育環境を確保するために理解していただくという、いろいろ考えた知恵の一つだと思います。それについて、単純に今時点でのご意見で結構ですがいかがでしょうか。</p>
<p>本郷育成会 (二丁目)</p>	<p>二丁目としては、D案の許可条件を見ても、今住んでいる人は新小学校と本郷小学校の選択肢が与えられているということで、C案はおおむね大丈夫そうな気がしています。</p> <p>それで、確認ですが、C案の中段『この指定校変更制度を弾力的に適用しても新小学校が過大規模校となる場合には、再度適切な審議会を組織し、住民、保護者と行政が一体となってその対応について検討する』ということですが、これは新小学校に通っているけれど、もう一回この再編検討委員会のようなものが開かれて、一部が本郷小学校に行くということが、今の子どもたちは大丈夫そうですが、将来的にはその可能性があるということでしょうか。</p>
<p>学教課長</p>	<p>通学区域を単純に荒寺線で区切ることに比べて、案④-2 にすることで、近い将来に過大規模校になってしまうリスクは大きく下げることができます。よって、併せてこの許可基準案を運用していただければ、現在推計できる範囲では新小学校に通っていただけだと思います。</p> <p>ただし、将来の人口推移としては、やはり数年は増加傾向が続くと思われるので、そこで過大規模校になってしまうことがわかった段階で、再度、このような会議を開かせていただきたいということです。その会議では、今回と同様に通学区域を見直すことや、あるいはやむなく仮設のプレハブ校舎で対応できるのか、そういった検討をしていただくということを考えています。</p>
<p>本郷育成会 (二丁目)</p>	<p>将来に新小学校が過大規模校になる場合は、また二丁目も含めて、本郷小学校に行くのが良いのか、プレハブ校舎で対応するのかを、もう一回検討する可能性があるということですね。</p>
<p>学教課長</p>	<p>はい。その可能性があります。</p>
<p>本郷育成会 (二丁目)</p>	<p>その範囲は、本郷二丁目のみですか。今は本郷小学校地区の全部が集まっていますが、今度は新小学校の学区になる、基本的には荒寺線の北側の住吉、二区北、二区南、一区(A)、(B)、本郷一丁目、二丁目で検討するということですか。実際は、住吉の方に本郷小学校へ行ってくださいという話にはならないと思いますが。</p>

学 教 課 長	おっしゃるとおり、今度検討する場合にも、本郷二丁目だけということではなくて、その時の学区になっている全ての地区の方にご検討をいただくことになると思います。人口の張り付きなどその時の状況もありますので、そういったことも踏まえての検討になると思います。
本郷育成会 (二丁目)	このC案は、本郷二丁目に対して係ってくるものだという意味合いを強く感じたので、将来的な見直しも本郷二丁目だけを対象とされるのは厳しいかなと思いましたが、それが、新小学校の学区全体で考えるということであれば、それはよろしいのではないかと思います。
学 教 課 長	はい。逆に、人口の張り付きが落ち着いてきて、両校が適正規模を確保していくことがわかった場合には、本郷二丁目や一区(C)も含めて荒寺線で区切るような通学区域に見直しをするということも考えなければならぬと思います。そういうことが、どちらもあるということ考えています。
委 員 長	<p>今までの皆さんのご意見を踏まえて、過大規模校と小規模校にならない、折衝案という用語がありますが、なんとか子供たちのために良好な教育環境という考え方でここまで来たと思います。</p> <p>そういう意味でいかがでしょうか。本郷二丁目さん、三丁目さん、一区さんもそうですが、ピンポイントの話しにもなってしまう中で、総枠としては良い方向に持っていきたいという中での議論だったと思います。指定校変更の細かい許可基準案で疑問点があれば、また地域に持ち帰っていただいて事務局と話しをしていただいた方がよろしいとは思いますが、総枠として、考え方の基本としてはいかがでしょうか。異論とかご意見はございますか。</p>
一区育成会	<p>もし、案④-2 に決まった場合ですけど、荒寺線の北側で本郷二丁目だけが指定校変更を受けられるような図になっていますが、一区(C)の方たちに話を聞いた時に、本郷二丁目が本郷小学校に行ってくださいという前提で案④でも良いのではないかとのお話しになっていました。ですので、一区の意見として案④ということをもとめていたのですが、もし、特例が認められるのであれば一区(C)も同じように認めていただけるように考えていただければと思います。</p> <p>本郷のように人数が多くないので、一区(C)に限っては、全体が特別措置を受けるか、または受けないかという検討をいただけないか、お願いしたいと思います。</p>
学 教 課 長	はい。検討したいと思います。全体でということですね。
一区育成会	はい。一軒一軒になってしまうと、本当に少なくなって登校班が組めなくなってしまうので、よろしくお願いします。

本郷区長	その場合、もし過大規模校になった場合は、先ほど説明のあった抽選とか、距離とかで決める可能性もあるということですか。
委員長	本当に、これは蓋を開けてみないとわからないところがありますからね。
本郷区長	いずれにしても、本郷二丁目も、本郷区長としても、いい加減に決めてほしいという気持ちがあります。今、二丁目の代表委員からも話があったように、案④-2でも指定校変更ということが認められるのであれば、二丁目の方も納得できるのではないかと私も思います。
委員長	それでは、だいたい議論も出尽くしてきた感じがあります。時間の都合もありますので、今、本郷区長からお話しがありましたとおり、指定校変更の許可基準というのを、今回かなり町の方でも取り入れていただいた中で、なるべく子供たちの教育環境を確保しようという目的に向かって、将来的に過大規模校にならないようにするには案④-2が一番考えやすいのかなと思います。そこに指定校変更制度を適用して、一区(C)さんも組み込めるかは事務局にも考えていただいて、条件はそんなに変わらないと思いますが、やっぱり基準日を設けて、それまでに居住されている方は指定校変更ができると、そういう基準を設けてできるかどうか、そこは事務局に検討していただきたいと思います。
一区育成会	よろしくをお願いします。
委員長	それでは、通学区域案は④-2を基本として、指定校変更許可基準をもう少し、基準日の設定も含めて整理していくということで、いかがでしょうか。
委員	(委員一同異論無し)
委員長	それでは、当検討委員会としては、基本的な考え方を通学区域案④-2として、指定校変更の許可条件を整理していくこととします。よろしいでしょうか。
委員	(『はい』という声あり)
委員長	では、それを踏まえて、資料8というものがありますのでご覧ください。私たち検討委員会としては、教育長から諮問を受けています。これに対して答申をしなければなりません。この資料について事務局から説明をお願いします。
学教課長	この資料8は、この検討委員会でのこれまでの議論を踏まえて、答申書の文案として提示するものです。時間の都合上、内容についてはお読み取りいただきたいと思います。何か気になる点などございましたら、直接事務局までお問い合わせいただきたいと思います。この資料は1枚ですが、正式な答申の際は、検討委

	<p>員会の議論により導き出された通学区域と指定校変更許可基準について別紙に表記して答申書とさせていただきます。</p>
委 員 長	<p>前回お話ししましたが、あと1回委員会を増やして結論を出したいと思っています。時期についてお知らせがありますか。</p>
学 教 課 長	<p>今回は2月下旬、もしくは3月上旬に開催をしたいと思います。ただ、今回の資料や会議の内容でご不明な点がございましたらいつでも事務局へお問い合わせください。こちらとしましても、次回の検討委員会をスムーズに進めるために資料などを確認していただくこともあるかと思います。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p>
本郷育成会 (二丁目)	<p>最後に確認よろしいですか。今回の会議の結論として、通学区域案を④-2として、一区(C)も指定校変更を認める地域として事務局が検討していただきつつ、指定変更許可基準のB案、C案、D案の詳細も検討していただくということによろしいでしょうか。</p>
委 員 長	<p>はい。そういうことです。</p>
学 教 課 長	<p>そのようにいたします。</p>
本郷育成会 (二丁目)	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
委 員 長	<p>他に何かご意見はございますか。</p>
本郷区長	<p>ちなみに、他の新小学校になる地域で本郷小学校に行きたいという話しはありますか。本当は各地区でそういうアンケートとかもやっていただけるとありがたいですけどね。</p>
委 員 員	<p>(『ないことはない』、『登校班が組めるか心配』、『実際は友達がどうするか分からないと…』といった声あり。それぞれ委員同士で会話していて聞き取り困難のため省略)</p>
委 員 長	<p>それでは皆さん、本日の議論はここまでということによろしいでしょうか。</p>
委 員 員	<p>(『はい』という声あり)</p>
学 教 課 長	<p>委員長、議事進行ありがとうございます。それでは教育次長より閉会の言葉を申し上げます。</p>

教育次長

委員長，副委員長をはじめ委員の皆様，ありがとうございました。今後，必ず少子高齢化は進むと思われます。この国の将来を担うであろう子供たちを，みんなで育てていただきますようお願い申しあげまして，第4回阿見町立学校再編検討委員会を閉会します。どうもありがとうございました。

午後8時53分閉会